

質問本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(HTML\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)平成十八年六月九日提出
質問第三二六号

明石花火大会歩道橋事故の責任追及に関する質問主意書

提出者 河村たかし

明石花火大会歩道橋事故の責任追及に関する質問主意書

兵庫県明石市の花火大会における歩道橋事故が発生してから五年が過ぎようとしているが、その事故の警備責任の追及に関し、以下の通り質問する。

- 一 検察審査会において、これまで同一事案で二度起訴相当議決がなされている事案の数は何件あるか。(昭和時代、平成時代それぞれの件数)
- 二 右記議決に対する最終処分の内訳。
- 三 改正検審査法公布後の二度目の起訴相当事案の数は何件か。
- 四 右に対する最終処分の内訳。
- 五 改正検審査法の起訴強制の趣旨は何か。
- 六 右趣旨は未施行の現段階でもふまえるべきではないか。
- 七 検察審査会の起訴相当の議決があるにもかかわらず起訴をしないのはどのような場合か。
- 八 検察審査会の起訴相当の議決を受けて起訴すべきか否かの判断において、刑事公判の維持はどの程度比重が置かれるのか。
- 九 既に共犯者が起訴され、刑事裁判が進行しているケースで、不起訴とされた被疑者の刑事責任が裁判所の判決で認められている場合には、原則として公判の維持に困難は無いと判断しても良いのではないか。
- 一〇 一例として明石歩道橋事件では、検察審査会において二度目の起訴相当の議決が出ている。また、起訴された地域官は有罪判決(実刑)となっている。そしてその判決中で、不起訴となった被疑者(警察署長)に刑事責任があることも触れられ、しかも実刑となった者よりも重いとすら断ぜられている。このような場合は刑事公判の維持は問題とならないから起訴すべきではないか。
- 一一 裁判員制度について法務省・検察庁も積極的に広報宣伝を行っているが、裁判員制度の趣旨はどこにあると考えているか。
- 一二 裁判員制度の趣旨は、被害者はもちろん、市民の良識を刑事司法に反映させるためであると考えられるが、いかに。
- 一三 ところが実際には神戸地検は、検察審査会の意見を無視して独断で起訴不起訴を決めている。これでは、本当に裁判員などで国民の声を刑事司法に反映させるつもりなど無いのではないか、という意識を国民に与えるのではないか。
- 一四 明石の事件では、五年目の時効が近付いている。事実と証拠だけに基づいて、一切の予断を排除し、適切な判断をするべきではないか。

右質問する。

[経過へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(HTML\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

答弁本文情報

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)

平成十八年六月二十日受領
答弁第三二六号

内閣衆質一六四第三二六号
平成十八年六月二十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平 殿

衆議院議員河村たかし君提出明石花火大会歩道橋事故の責任追及に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員河村たかし君提出明石花火大会歩道橋事故の責任追及に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

法務省に保存されている関連資料により確認することができた昭和五十三年以降では、検察官の不起訴処分に関し検察審査会において起訴相当の議決がされ、当該議決に係る事件について検察官が行った再度の不起訴処分に関して検察審査会において起訴相当の議決(以下「二回目の起訴相当の議決」という。)がされた件数は、御指摘の事故に関して平成十七年にされた一件であり、二回目の起訴相当の議決を受けて検察官による再度の処分が行われた例はない。

五について

検察審査会の議決に基づいて公訴が提起される制度は、公訴権行使に民意をより直截に反映させて、その一層の適正を図るためのものである。

六について

検察当局においては、検察審査会の議決があった場合、その議決を参考にし、公訴を提起すべきものと思料するときは、起訴のしななければならない旨が規定されている検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十七号)に従って適切に対処していると承知している。

七及び八について

検察当局においては、検察審査会で起訴相当の議決がされた場合であっても、所要の捜査と検討を尽くし、収集された証拠に基づいて合理的な判断過程により犯罪の成立が認められる嫌疑(以下「犯罪の嫌疑」という。)が十分ではないと認めるとき、犯罪の嫌疑が十分であると認めても、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況により訴追を必要としないと判断したとき等は、公訴を提起しないと承知している。

九について

一般に、不起訴とされた被疑者につき、その共犯者とされる者の判決において当該被疑者の刑事責任が認められる旨の言及があったとしても、当該被疑者が起訴された場合には、その共犯者とされる者とは異なる訴訟手続における主張及び立証に基づいて判決に至ることから、当然に当該被疑者につき犯罪の嫌疑が十分であると認められるとは限らないと考えられる。

一〇について

御指摘の事件については、現在、起訴された者については大阪高等裁判所において公判が係属しており、不起訴とされた者については神戸地方検察庁において捜査中であるので、答弁を差し控えたい。

一一及び一二について

裁判員制度の趣旨は、国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することにより司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上を図ることにある。

一三について

御指摘の事件の起訴又は不起訴の当否等については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控えたい。

なお、一般に、検察審査会制度は、検察官の公訴権の実行に関し民意を反映させてその適正を図るためのものであり、検察当局においては、検察審査会法に従って適切に対処していると承知している。

一四について

御指摘の事件の処分については、個別具体的な事件における捜査機関の活動内容にかかわる事柄であり、答弁を差し控えたい。

なお、一般に、検察当局においては、検察審査会の議決を参考にし、所要の捜査と検討を尽くし、法と証拠に基づき、適正な処分をすると承知している。

[経過へ](#) | [質問本文\(HTML\)へ](#) | [質問本文\(PDF\)へ](#) | [答弁本文\(PDF\)へ](#)